

**2025-2027 年度課題別研修「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」に係る  
参加意思確認公募**

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は行政および臨床の看護管理者を対象とし、研修参加国および各研修員の所属組織における質の高い看護サービス提供のための看護管理能力向上を目的として研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立健康危機管理研究機構（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、国立国際医療研究センター、国立感染症研究所の二つの組織の統合により 2025 年 4 月に新たな法人として設立されました。前身母体のひとつである国立国際医療研究センターは、1986 年創立以来、グローバルヘルス分野における専門機関として、厚生労働省、外務省、国際協力機構（JICA）等の政府・関係機関や、世界保健機関（WHO）をはじめとする国際機関、大学・研究機関・学会等のアカデミア、さらには NGO や企業等の幅広いパートナーと連携し、開発途上国における技術協力プロジェクトへの専門家派遣、国内外の保健医療人材の育成、国際保健医療の研究、国際会議等を通じた政策提言などを実施しています。

保健人材育成においては、現在、ラオス「看護師・助産師継続教育制度整備プロジェクト」、近年では、モンゴル「医師及び看護職の卒後研修強化プロジェクト」、コンゴ民主共和国「保健人材開発支援プロジェクト」等で専門家を派遣しています。また、国内外の多様な組織・団体との幅広いネットワーク活かし、多様な講師を招聘して国内外の保健人材を対象とした研修を実施してきています。特に、低中所得国向けの研修では、2012 年以来 5456 名の受入実績があります。

看護の分野においては、WHO が発行している看護関連の報告書の日本語版を複数発行するなど、高度な専門性を有しています。また、国内外の多様なネットワーク（日本看護協会、東京都看護協会、大学等）を活かし、これまで看護人材のための研修を多数実施しています。最近では、2022-2024 年度課題別研修「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」、2023 年度バングラデシュ国別研修「看護行政・看護人材育成」、カンボジア国別研修「看護継続教育」、モンゴル国別研修「看護卒後研修強化」を受託、実施しました。以上のことから、本特定者は現地状況や課題に合致した研修を実施できる専門性と研修実施の体制を有している機関です。上記の理由により、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施しま

す。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度課題別研修「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」に係る研修委託契約（ランプサム契約）
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施回数：2025 年度(1 回)、2026 年度(1 回)、2027 年度(1 回)  
なお、2025 年度研修期間は、以下を想定。  
遠隔研修：2025 年 11 月下旬(予定)  
研修期間：2026 年 1 月中旬～2026 年 2 月上旬
- (4) 契約履行期間：2025 年 11 月上旬～2028 年 3 月下旬  
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。なお、2026 年度までの複数年度契約（その場合の契約履行期間は 2027 年 3 月下旬まで）または 2027 年度までの複数年度契約（その場合の契約履行期間は 2028 年 3 月下旬まで）とする可能性がある。
- (5) ランプサム（一括確定額請負型）契約：本件については、研修実施経費積上方式ではなく、研修委託業務の履行期間内の実施及び完了に対して契約金額（確定額）を支払うランプサム契約にて実施します。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
    - ア．資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
    - イ．資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
  - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人

情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

### 3 手続きのスケジュール

|                           |       |                                                          |
|---------------------------|-------|----------------------------------------------------------|
| (1) 参加意思<br>確認書の提出        | 提出期間  | 2025年5月22日（木）12：00（正午）まで                                 |
|                           | 提出場所  | JICA 東京 人間開発・計画調整課                                       |
|                           | 提出書類  | 参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可） |
|                           | 提出書類  | 参加意思確認書（様式1）、同確認書で提出を求められている資料等                          |
|                           | 提出方法  | メール                                                      |
| (2) 審査結果<br>の通知           | 通知日   | 2025年5月29日（木）                                            |
|                           | 通知方法  | メール                                                      |
| (3) 審査結果<br>についての理由<br>請求 | 請求場所  | JICA 東京 人間開発・計画調整課                                       |
|                           | 請求方法  | メール                                                      |
|                           | 請求締切日 | 2025年6月5日（木）                                             |
|                           | 回答予定日 | 2025年6月12日（木）                                            |
|                           | 回答方法  | メール                                                      |

提出書類：

- (1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- (2) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：森田）

電話：03-3485-7079（代表） E-mail: [ticthdop@jica.go.jp](mailto:ticthdop@jica.go.jp)

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添 2）の PDF データのみ（又はメール本文のみ）を送付いただき、資料一式の送付に必要な大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL を希望の旨、一報ください。当該メールを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID、パスワードを JICA 東京から連絡します。同サイトに必要書類を全て格納した後、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報ください。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参ください。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付します。万一連絡がない場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせください。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

#### 4 その他

- （1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （2）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （4）機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （5）提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- （6）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- （7）公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （8）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- ( 9 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- ( 1 0 ) 契約保証金：免除します。
- ( 1 1 ) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025-2027 年度課題別研修「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」

研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙 1「業務仕様書」1 業務内容を参照。

1. 研修コース概要

(1) 課題別研修「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」

(2) 全体受入研修期間（予定）

遠隔研修：2025 年 11 月下旬（予定）

研修期間：2026 年 1 月中旬～2026 年 2 月上旬（予定）

(3) 研修員（予定）

1) 定員 9 名

2) 研修対象国 ラオス(1)、モンゴル(1)、ブータン(1)、パキスタン(1)、スリランカ(1)、バングラデシュ(2)、フィジー(1)、サモア(1)

3) 研修対象組織：中核病院や大学病院、保健省や地方保健行政機関など看護行政を担う組織、または看護協会などの看護職能団体や学術学会

4) 対象者：中核病院、大学病院において看護管理を行う立場にある看護職、保健省や地域保健行政機関において看護行政に従事する行政職員、または看護協会などの職能団体や学術学会の代表者

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

JICA は、誰もが安心して治療を受けられる質の高い保健医療体制の構築や強靱なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現の推進への貢献を目指し、JICA 世界保健医療イニシアティブを掲げている。本研修は、本イニシアティブの実現に向けて、行政および臨床の看護管理者を対象とし、看護サービスの質向上のための包括的な看護管理能力の向上を目指す。理論に基づく看護管理能力に焦点をあて、日本における看護管理の理論と実践例を通して、看護行政や臨床、地域における看護管理能力の強化を図る。また、本研修では自然災害や感染症などの健康危機において看護管理者として求められる能力強化にも取り組む。

(6) 案件目標

UHC 達成へ向けて、研修参加国および各研修員の所属組織における質の高い看護サービス提供のための看護管理能力が向上する。

(7) 単元目標（アウトプット）

- ・日本における看護管理の理論および実践の基礎を学び、行政や臨床および地域において看護管理能力を発揮するために必要な知識・技術及び具体的な行動が理解される。

- ・日本の看護管理の様々な実践例をもとにした意見交換を通じ、各国の看護管理に必要な知識が深まる。

- ・自然災害や感染症などの健康危機において求められる看護管理能力を理解する。

- ・日本における看護管理・看護管理能力向上のための取り組みを理解し、他参加者との協議等を通し、自国での改善案を提案できる。

(8) 研修内容

1) 研修方法

ア. 講義

イ. 現場視察

ウ. 発表・協議

2) 当機構が実施するプログラム

- ・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）：別紙 1 の 1（4）の通り

(2) 業務の概要

「1. (7) 単元目標（アウトプット）」が達成できるように、事前研修の導入、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

- ・日本の臨床現場、地域における看護管理の理論、実践の基礎、看護管理者としての役割と責任、看護管理能力強化への取り組みについて学習

- ・日本の看護行政の歴史と現状、UHC 達成に向けた課題とその対策について学習

- ・自然災害や感染症など健康危機における看護管理能力の必要性とその強化について学習

- ・看護管理能力向上のための行動計画の立案について学習

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

- (3) 本業務概要は予定段階のものであるので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務：本業務においては、「2. 委託業務の内容」に記載したすべての業務を対象としてランプサム（一定額請負）型の対象業務とします。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上